

制度改革と財団法人立病院 ～財団法人立病院の検討課題～

< 要 約 >

現在多くの財団法人立病院が、主たる事業である医業の公益性が認められるのかというところで悩んでおられます。現状は、医業だから公益性を認める・認めないということではなく、個別事業が地域医療に貢献しているかどうか等の公益性をしっかりと説明できるかどうかの方が大切なようです。法人の設立趣旨に基づいた公益性のある事業として説明ができるのであれば、個別事業に公益性は認められる可能性もあります。

一方で、個別事業内容の公益性が認められた場合であっても、公益認定を目指すのであれば、収支相償を初めとした財務基準等をクリアし、かつ維持し続けられるのが重要になります。特に収支相償に関しては、病院経営の主業である医業の収支が相償しなくてはならないということであり、事前にしっかりとシミュレーションを行っておくことが重要と考えられます。

新公益法人制度がスタートして間もないことから、実際の法律の運用がどのようになるのかなど、依然として不透明な点も多い状況です。一方で医療法人制度改革の中で社会医療法人の制度もスタートし、法人によっては選択肢の一つとなる可能性があります。この場合、社会医療法人制度についても抑えておく必要があります。

このような環境下、財団法人立病院にとって重要なことは、しっかりと情報収集を行い、公益財団法人、一般財団法人、医療法人(社会医療法人)といった選択肢について、法人の医療事業、財務状況等に落とし込んで、現状での実現可能性とメリット・デメリットを整理しておくことだと考えます。このことによって初めて、今後、制度運用が進捗する中で、新たに得られる情報に機敏に対応する態勢が確保され、自院の将来像、地域から求められている医療との適合性など様々な観点から検証を行い、しかるべき選択が可能になるのではないのでしょうか。

2009年6月5日

Healthcare note
(No.09-17)

執筆者:

税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部
税理士 高橋琴代

編集主幹:

野村ヘルスケア・サポート &
アドバイザーズ株式会社
市川 剛志野村證券株式会社
法人企画部